

質問第一二〇号

沖縄県名護市辺野古の米軍基地建設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年五月三十一日

参議院議長 伊達 忠 一 殿

糸 数 慶 子



## 沖縄県名護市辺野古の米軍基地建設に関する質問主意書

政府は、沖縄県名護市辺野古の沖合において新たな米軍基地建設を強硬に推し進めている。過重な米軍基地の負担にあえぐ沖縄県民の総意は、生物多様性に富んだ豊かな海を守り、戦争につながる新たな軍事基地を造らせないことにある。そのため連日、辺野古の陸上と海上において必死の抗議行動を展開している。政府による新たな米軍基地建設は民意に反するだけではない。平成二十五年十二月二十七日に沖縄県知事による埋立承認が行われた際に条件として付された五項目からなる留意事項（以下「留意事項」という。）にも著しく違反している。

よって、以下、質問する。

- 一 政府は留意事項の遵守についてどのように認識し、具体的にどのように対応しているのか示されたい。
- 二 留意事項の一の「工事の施工について」は、「工事の実施設計について事前に県と協議を行うこと」としている。沖縄県との事前協議の対象となる「工事の実施設計」の定義及び範囲を政府はどのように解しているのか説明されたい。また、これまで当該実施設計に変更はあったのか明らかにした上で、変更があった場合、当該変更について事前に沖縄県と協議を行ってきたのか併せて明らかにされたい。

三 留意事項の二の「工事中の環境保全対策等について」は、「実施設計に基づき環境保全対策、環境監視調査及び事後調査などについて詳細検討し県と協議を行うこと。なお、詳細検討及び対策等の実施にあたっては、各分野の専門家・有識者から構成される環境監視等委員会（仮称）を設置し助言を受けるとともに、特に、外来生物の侵入防止対策、ジユゴン、ウミガメ等海生生物の保護対策の実施について万全を期すこと。また、これらの実施状況について県及び関係市町村に報告すること」としている。このうち、「環境保全対策、環境監視調査及び事後調査などについて詳細検討し県と協議を行うこと」及び「これらの実施状況について県及び関係市町村に報告すること」について、協議及び報告の詳細な内容を時系列順に明らかにされたい。

四 留意事項の二に記された「外来生物の侵入防止対策、ジユゴン、ウミガメ等海生生物の保護対策の実施について万全を期すこと」について、保護対策の内容を詳細に明らかにされたい。

五 留意事項の四の「添付図書の変更について」は、「申請書の添付図書のうち（中略）第八号（環境保全）に関する措置を記載した図書）を変更して実施する場合は、承認を受けること」としている。「第八号（環境保全）に関する措置を記載した図書）」について、これまで変更はあったのか明らかにした上で、変更が

あつた場合、当該変更の内容及び知事の承認の有無を示されたい。当該変更時に承認を受けていない場合にはその理由を示されたい。

六 辺野古に隣接する大浦湾の工事区域の地質には問題がある。防衛省がこれまでに公表したボーリング調査等による地質調査の報告書では、当該工事区域には地盤の強度を表す「N値」がゼロを示す場所が多く含まれていることが明らかとなっている。専門家は「N値」がゼロを示した場所をマヨネーズのような地盤だと指摘しており、工事の断念を求めている。ついては、「N値」がゼロである場所を具体的に明示したうえで、当該工事区域の地質に「N値」がゼロである場所が多く含まれていることに対する政府の評価を示されたい。また、当該工事区域における追加のボーリング調査の必要性、地盤改良の要否及び工法の変更等に対する政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

